

《技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が開催された》

2022年12月14日、法務省において技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が開催された。この有識者会議は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」と「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の施行状況の検証、課題の明確化、外国人材の受け入れ方策の検討を行い、関係閣僚会議に対して意見を具申することを目的としている。この会議は技能実習制度及び特定技能制度の在り方に大きな影響を与える可能性があるため注目されている。2023年春に中間報告を、同秋に最終報告を提出する予定となっており、今回はその第一回目だった。

《法務省の問題意識》

法務省は、この有識者会議発足に先立つ2022年2～7月に「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、各方面からの意見収集を行ってきた。その意見を踏まえ、7月29日に行われた記者会見において、古川法務大臣(当時、以下同様)は以下のような問題認識を表明している。

技能実習制度について

- 同制度は2019年4月から実施されているが、コロナウィルス感染症の感染拡大によって運用状況の更なる把握が必要になっていること
- 特定技能1号の確保策、特定技能2号への円滑な移行のための一貫したキャリアパスが十分ではないこと
- 受入れ見込数設定の在り方の検討が必要とみられること
- 特定技能制度利用者数の8割が技能実習生からの移行であり、大都市圏への移動を希望するケースが多いため、今後も大都市集中傾向が続く可能性があり、対策を考える必要があること

技能実習制度について

- 人材育成を通じた国際貢献という制度の目的に対し、制度が人手不足を補う手段として利用されているという実態があり、この乖離を修正する必要があること
- 事前情報不足による実習実施者と実習生間のミスマッチがみられること
- 実習生の日本語能力改善がもとめられること
- 不当に高額な借金を負担する実習生が多いことへの対策が急務とみられること
- 実習生の立場に立った転籍の在り方を検討すべきであること
- 監理団体の監理体制や支援体制に改善の余地があること
- 外国人技能実習機構(法務省及び厚生労働省所管の認可法人)の監理・支援体制の改善が必要であること

古川法務大臣は記者の質問に答えるかたちで技能実習制度について大きく 3 つの意見が出されたことを明らかにしている。それらは第一に制度本来の目的に沿って母国で活躍する人材が少なからず存在することから制度存続を主張する意見、第二に制度は労働力不足対策として利用されているのが実態であり特定技能制度に寄せるかたち（一本化を含む）で改革するべきという意見、第三に人権に抵触するような問題が後を絶たないことから制度を廃止するべきという意見、だったとのことである。

古川法務大臣個人が個別に注目した具体的な意見として、「正面から労働者を受け入れる制度にするべき」という意見、「技能実習から特定技能、技術・人文知識・国際業務といった高度人材に至る一貫したシステムが必要ではないか」という意見、「低賃金で日本人のやらない仕事のために受け入れるという発想を変える必要がある」という意見、「円安による日本の地盤低下を補うべく日本で働くことの価値が高まる制度設計が必要になる」という意見を挙げていた。

《制度に変更はあるのだろうか》

2023 年秋の最終報告に向けて有識者会議は始まったばかりであり、法務省から具体的な問題提起があったわけではない。法務省も技能実習制度及び特定技能制度の現状に全く問題がないと考えているわけではなさそうだが、特定技能制度の運用状況が実施直後からコロナウィルス感染症の感染拡大によって評価が困難になっている点を考えると大きな改革は先送りされると考えるのが自然かもしれない。

我々が注目したのは、有識者会議に提出された法務省の資料の中で、国別に失踪者の入国者全体に対する比率（失踪率）と来日前の支払費用と借金額の関係を示唆するものがあった点である。法務省（出入国在留管理庁）の調査では技能実習生の失踪率が高くなっている送出国では来日前の支払費用や借金額の平均額が高水準になっている傾向があり、経済的理由が失踪（より給与水準が

図表1 国別の経済事情と失踪の関係

国名	来日前の 支払費用 円	来日前の 借金額 円	失踪者数 (A) 人	入国者数(B)	
					失踪率 A/B、%
ベトナム	688,143	674,480	4,772	226,140	2.1
中国	591,777	528,847	896	67,548	1.3
カンボジア	573,607	566,489	667	10,260	6.5
ミャンマー	287,405	315,561	447	14,830	3.0
インドネシア	235,343	282,414	208	35,010	0.6
フィリピン	94,821	153,908	47	31,939	0.1
全体の平均	542,311	547,788	7,167	401,623	1.8

注1 来日前の支払費用の平均額はベトナム659、中国281、カンボジア68、ミャンマー80、インドネシア242、フィリピン39のサンプル調査で計算している

注2 来日前の借金額の平均はベトナム618、中国50、カンボジア765、ミャンマー44、インドネシア130、フィリピン86のサンプル調査で計算している

注3 失踪者数は2021年の「行方不明」を事由とする届け出件数

注4 入国者数は2020年末の在留技能実習生数に2021年の新規上陸許可件数を加算したものの出所 出入国在留管理庁のデータをもとに当社作成

高い地域や職業への無断転出)につながっていることを示唆している。言い換えれば、このような事情に配慮するような技能実習制度及び特定技能制度の運用が求められる可能性がある。実習生を受け入れる側に対して、現地の送り出し機関や日本の管理団体のコスト構造を十分に検討し、技能実習制度及び特定技能制度を利用して来日する外国人の負担に十分な配慮をするよう求められることを視野に入れる必要があるのかもしれない。

《既に調達先国の多様化は始まっている》

国別で実習生の負担が大きく異なるのは、これまでの日本の実習生の調達が中国やベトナムに集中していたために、需給関係にある種の歪みがあったことが背景にあると考えられる。円安や経済力の地盤沈下が進んでいるが、まだまだ広いアジアには「日本で技術を学びたい、日本で仕事をしたい」という若者が多くいることも忘れてはならないのだろう。日本の調達先が多様化することによって国家間の人材供給の競争が進み、来日する外国人の負担が軽減され、より本旨（建前）に近い制度の運用が期待できる。既にそのような動きが最近の統計で一部確認できる。

図表 2 は最近の技能実習生の国別供給状況の変化をみるために、コロナウィルス感染症の感染拡大直前のピークだった 2019 年 12 月末と 2022 年 6 月末の国別供給状況の変動を計算したものである。この間の技能実習生（特定技能を含む、以下同様）の総数はほぼ横ばいだったが、これは中国の 4.0 万人減少をベトナムの 1.5 万人増加、インドネシアの 1.3 万人増加、ミャンマーの 0.6 万人増加等でカバーしたためである。この他に南アジア諸国（ネパール、スリランカ、バングラデシュ、インド）の急拡大も目を見張るものがある。

以上の計算結果からは、中国の減少をカバーするのにベトナム以外の国々の貢献が大きくなっていることがみてとれるが、これは来日前の経済的負担の大きな国からより負担の小さな国へのシフトとみることもできるし、失踪のリスクを考慮した受け入れ側の防衛的な判断によるものとも考えることもできる。いずれにしても技能実習生を調達する国の多様化は技能実習制度及び特定技能制度の維持発展に必要なアクションとなりつつあるといえよう。2023 年秋の有識者会議の最終報告に調達国の多様化が必要なアクションとして促される可能性があるだろう。

図表2 技能実習生(特定技能を含む)の国別供給状況

国/地域	2019年12月末時点(A)		2022年6月末時点(B)			
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	増減数(B-A, 人)	増減率(B/A, %)
総数	412,593	100.0	415,161	100.0	2,568	0.6
ベトナム	219,628	53.2	234,705	56.5	15,077	6.9
インドネシア	35,593	8.6	48,658	11.7	13,065	36.7
中国	82,470	20.0	42,254	10.2	-40,216	-48.8
フィリピン	35,985	8.7	38,218	9.2	2,233	6.2
ミャンマー	13,218	3.2	19,932	4.8	6,714	50.8
カンボジア	9,610	2.3	12,189	2.9	2,579	26.8
タイ	11,404	2.8	10,942	2.6	-462	-4.1
モンゴル	2,125	0.5	2,662	0.6	537	25.3
ネパール	421	0.1	2,223	0.5	1,802	428.0
スリランカ	745	0.2	1,230	0.3	485	65.1
ラオス	560	0.1	633	0.2	73	13.0
インド	226	0.1	347	0.1	121	53.5
バングラデシュ	168	0.0	332	0.1	164	97.6

出所 法務省のデータをもとに当社作成

《我々アセアン・フィナンシャル・ホールディングスからのご提案》

2023 年秋の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告を待つまでもなく、経済環境の変化に伴う人材の品質の変化などから、中国やベトナムに過度に依存した状態を見直す必要が高まっていると考えられます。外国人材調達先の多様化は検討すべき課題となるでしょう。

我々はこのたび **2023 年 2 月 4~6 日（仮）**にかけてスリランカ訪問団の組成を計画しております。スリランカの労働・海外雇用大臣であるマヌーシャ氏を訪問し、その直下にある技能実習生の送り出し機関トップとの懇親会を開催する予定です。スリランカの諸事情についてトップクラスの情報獲得機会であると同時に人材調達ロジスティクスを検討する際の最も高度なインテリジェンスを得る機会になると確信しております。実際に調達する際でも、要人との関係構築によってスムーズな現地政府機関や在日大使館のサポートも期待できると考えられます。

そこでご提案なのですが、一緒にスリランカを訪問されませんか。我々は皆さまと一緒にスリランカを訪問し、日本語をスリランカの第 2 外国語にグレードアップしたマヌーシャ大臣の想いを直接聞き、課題をさぐり、新たな人材調達ルートの構築を進めたいと考えております。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

ご希望がございましたら、レポートのヘッダーに記載の連絡先にご連絡ください。もちろん、本メールへの返信でも構いません。なお、本スリランカ訪問団には弊社会長の西川が参加いたします。なお、参加人数に制限がございますので早めのご連絡をいただけますと幸いです。



懇談会会場でスピーチするマヌーシャ労働・海外雇用大臣



マヌーシャ大臣が弊社事務所を表敬訪問、弊社会長の西川と会談

我々は協同組合「善美」(<https://www.zenbicoop.com>)を通して、既に 10 以上の国々（インド、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル、タイ、フィリピン、中国など）で、22 の送り出し機関と提携し、多様な人材の供給のお手伝いしております。各国の政府内における人材戦略トップと友好関係を確保しているうえ、各国の日本大使館と密接な関係も構築しております。調達先国の多様化についてお役に立てる情報提供能力が我々の強みと考えております。重ねてではございますが、スリランカ訪問をご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。